

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
 機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和2年10月6日 13時23分～14時48分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 945円(+5円引上げ) 根拠：高卒初任給を重視する観点や未組織労働者の賃金の底上げ、船舶の最賃との差を勘案して5円UPとしたもの。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 944円(+4円引上げ) 根拠：これまでの経過を踏まえて歩み寄ったもの。後は公益案にゆだねたい。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 942円(+2円引上げ) 根拠：経営上は大変な状況であるが、労使の歩み寄りにより決定されるべき最低賃金であることを勘案すれば根拠はないが、2円UPと上積みしたもの。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 942円(+2円引上げ) 根拠：協議をしても、+2円以上は難しい。後は公益委員に一任したい。</p> <p>使用者側 第3回提示額 : 942円(+2円引上げ) 根拠：このまま公益案にゆだねたい。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：+3円 時間額943円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		